

伊勢原市パブリックコメント実施要綱各条の説明（2011.4.1改正）

（目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市の政策等の形成過程における透明性と公正性を確保し、市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参加を推進することを目的とする。

- ・市民参加の手法の一つである「パブリックコメント手続」を定め、これが「市政の透明性と公正性を確保する制度」、「説明責任を遂行するための制度」であると同時に、「市民参加の推進」を図る制度であることを明らかにしています。
- ・また、この制度は上位計画である「伊勢原市市民参加推進指針」を受けて、「要綱」により定めることとします。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の重要な政策等の決定に当たり、その趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民等から意見、提案を求め、提出された意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、当該意見等を考慮して意思決定を行う手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。
- (3) 市民等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内の事業所に勤務する者又は市内に事業所を有する者
 - ウ 市内の学校に在学する者
 - エ この要綱による手続を実施しようとする政策等に意見を有する者

- ・(1)では、「パブリックコメント手続」の主たる内容が、「市の重要な政策等の案段階での公表」、「案に対する意見の募集とこれに対する市の考え方の公表」、及び「提出された意見を参考とした意思決定」であることを明らかにしています。
- ・(2)では、「実施機関」を定めることにより、この手続があくまで執行者（市長等）の案に関する手続であることを明らかにしています。また、広く市政全般において施行するため、地方自治法に定める「執行機関」を「実施機関」と位置付けています。消防長は、消防組織法の規定により長の補助機関と解釈します。但し、固定資産評価審査会は地方自治法上の執行機関ですが、審査のみの機関であることから実施機関から除いています。
- ・あくまで執行者の手続であることから、「議会」は実施機関から除きます。
- ・実施機関を明確化したことから、「審議会等」が実施する意見募集は、この要綱に基づくパブリックコメント手続に該当しません。但し、審議会等がこの要綱に定める手続に準じた意見公募を行うことを妨げる趣旨ではなく、審議会等が行った意見公募の内容により、この要綱に基づく手続が不要となる場合もあります。
- ・「市民等」の(ア)～(ウ)までは、本要綱による市政への参加者が、第一義的にこれらの市民等であることを明確にしています。(エ)は、政策形成の向上を図るため、年齢など特段の制限を加えることなく、広く意見の提出を求める趣旨です。具体的には、市内への転居や就業、企業立地を予定する者や、市内に資産を有する者などを想定しています。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の重要な政策等（以下、「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画その他市の基本的政策を定める計画の策定又は改定
- (2) 個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (3) 市政の基本的な方針、制度を定める条例の制定又は改廃。ただし、行政内部についてのみ規定する、内部管理に関する条項及び施設等の管理に関する条項を除く。
- (4) 義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃。ただし、金銭徴収に関する条項を除く。
- (5) 市民生活、事業活動に直接、重大な影響を与える規則等の制定又は改廃
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるもの

- ・ (1)の計画については、計画、構想、指針等の名称を問いません。「その他」は、地域防災計画など総合計画から独立した位置づけの計画を想定しています。
 - ・ (1)の「基本的な政策を定める計画」には、単なる事業計画、施設計画を含みません。個別の事業の計画や、施設整備の計画は実施レベルの熟度が高いものであり、これらについては、基本的な方向等について計画レベルでの手続を経るべきものとします。なお、「総合計画」については、現行の基本構想、総合行政計画、実施計画までを対象とします。
 - ・ (2)の「個別分野」は、基本的に総合計画における個別施策分野を想定します。ここでいう「計画」の代表例としては、都市マスタープランなどです。
 - ・ (3)の「条例」は、市政全般又は個別分野における基本理念や方針、制度を定めるものをいい、代表例は、個人情報保護条例、情報公開条例、行政手続条例などです。
 - ・ (4)の「条例」は、地方自治法第14条第2項の規定（「義務を課し、又は権利を制限する・・・条例」）に基づく条例を指します。代表例としては、土地の埋め立て等の規制に関する条例などです。個々の規定がこれに該当するか否かの判断は個別に行います。
 - ・ 「金銭徴収に関する条項を除く」としているのは、地方自治法第74条第1項の直接請求において「地方税の賦課・・・」が除外されていることと同趣旨です。
 - ・ (3)(4)の規定により、部の設置条例や定数条例、給与条例など行政内部についてのみ規定する条例や、公共施設の管理に関する条例は除きます。
 - ・ (5)は、「条例」でなくとも、市民生活や事業活動に直接かつ重大な影響を与える制度等は、規則、要綱、指針、方針などの名称にかかわらず、この手続の対象とする趣旨です。代表例としては、開発指導要綱、廃棄物処理施設の設置方針などです。
 - ・ (6)は、宣言、憲章などを想定しています。
 - ・ 市全域を対象とする公共施設の整備、市が関与する大規模な開発事業については、基本的には計画レベルで一度この手続を終了していると考えますが、対象となる政策等に関する諸状況を考慮し、(6)に該当するか否かを実施機関が判断するものとします。また、第10条の適用についても同様に扱います。
- なお、P Cの対象とするか否かの判断は、提案のあった担当所属とP C制度主管課（実施機関）が、P C実施要綱に基づき判断します。ただし、本条と次条の適用の判断に疑義等が生じたときは、別に設置する市民参加推進委員会（市民参加推進指針に位置づけられた庁内横断組織）に諮り、その意見を聴いた上で実施機関が判断していくこととします。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 地方自治法第74条第1項の規定に基づく直接請求により条例を制定し、又は改廃する場合
- (2) 市民意見を聴取する手続が、法令、条例若しくは規則又はこの要綱以外の要綱等に定められている場合
- (3) 迅速又は緊急を要すると認められる場合
- (4) 軽微なものと認められる場合
- (5) 実施機関に裁量の余地が少ないと認められる場合

2 実施機関は、前項の規定によりパブリックコメントを実施しないときは、その旨を市の広報紙及びホームページに掲載しなければならない。

- ・(1)地方自治法が定める直接請求に関する規定のうち、政策形成に関わるのは第74条の条例の制定、改廃です。直接請求の制度では、その手続期間等が詳細に定められており、また市長が修正することはできないものですので、除外します。
- ・(2)法令、条例、規則、要綱等に、案の公表と意見聴取の定めがあり、これに従って策定されている場合は、あらためてこの要綱による手続を行う必要はないこととします。しかし、同様の規定はあるものの方法等が明定されていない場合など、除外することに疑義のある場合は、実施機関は、この要綱の趣旨を尊重して判断することとします。また、法令等による手続とこの要綱による手続を重ねて実施することを禁止する趣旨ではありません。
- ・(3)迅速、緊急を要するとは、パブリックコメント手続に係る所要時間の経過により、対象となっている政策の効果が損なわれてしまう場合に、本手続を実行する暇がないと判断するものです。
- ・(4)軽微なものとは、大幅な改正ではないもの、基本的事項の改正を伴わないものや、用語などの変更にとどまるものです。
- ・(5)裁量の余地が少ないとは、上位の法令や国・県の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿った内容で策定している場合を想定しています。
- ・2の公表にあたっては、「第1項第〇号に該当する」旨を明示します。公表は、原則として決定前に行いますが、時間的な制約等によりやむを得ない場合は政策等の決定時に行うこともできることとします。

(公表)

第5条 実施機関は、政策等を策定しようとするときは、意思決定を行う前に、相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、作成の趣旨、目的及び背景に関する資料等、案の理解に資するための資料を併せて公表するものとする。
- 3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、市のホームページへの掲載等により行うものとする。

- ・「意思決定を行う前」とは、実施機関が最終的な意思決定を行う前を意味します。条例案などは議会への提案前とします。
- ・「相当の期間」とは、提出された意見等に対する考え方を提示でき、意見等による案の修正を行うことができる程度の期間をいい、政策等の重要度や資料等の量により、適切に設定します。
- ・公表にあたっては、内容について市民の理解を得るため、案とともに「趣旨」「目的」「背景」などの資料を公表することとします。

- ・公表方法は、案本体を「閲覧」「HP」で行うことを基本とします。また、広く市民に周知する趣旨から、可能な限り多様な方法での公表に努めることとし、担当窓口だけでなく公民館などでの閲覧についても配慮します。
- ・広報いせはらへの掲載は、紙面の都合が大きく影響するため、公表方法としてでなく、次条の予告の手法として扱います。

(予告)

第6条 実施機関は、前条の規定による公表を行う前に次に掲げる事項を市の広報紙及びホームページに掲載し、パブリックコメント手続の実施について予告を行うものとする。

- (1) 名称
- (2) 意見等の提出期間
- (3) 案等の入手方法

- ・「予告」は、唐突にパブリックコメント手続の手続に入るのではなく、市民に事前に周知するための制度ですので、手続に入る前には一定の期間をおくよう努めます。
- ・「予告」は、必ず「広報いせはら」と「HP」で行います。広報紙で予告を行う場合は、案の概要など前条第2項に規定している内容をできるだけ掲載することとし、地方紙などによる周知にも努めます。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、前条第2号の意見等の提出期間を、意見等の提出開始の日からおおむね30日を標準として定めるものとする。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法による。

- (1) 実施機関が指定する窓口への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先を明らかにしなければならない。

- ・「意見等の提出期間」は30日を標準とします。あくまで標準ですので、実施機関が計画等の重要性に配慮して適切な期間を定めることができるものとします。
- ・2の提出方法は、内容を記録、確認できる手法を規定しています。(5)は障害を持つ方、高齢の方などが、規定された方法によっては意見が提出できない場合などを想定しています。意見等の言語は日本語を原則とし、他の言語によるときは訳の提出を求めることができることとします。
- ・3では、意見提出に係る責任の所在と意見内容の確認を行う可能性から、氏名、住所等の明示を求めることとします。但し、意見等の概要とこれに対する市の考え方を公表する際に、提出者名を公表することはありません。

(意思決定)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、市民等から提出された意見等の概要及び実施機関の考え方並びに政策等の案を修正した内容を公表しなければならない。
- 3 前項の規定による公表は、第5条第3項の規定に準じた方法によるものとする。

- ・パブリックコメント手続は、案の可否を問う制度ではなく、多様な意見、提案により、より優れた政策としていくための制度です。したがって、提出された意見を必ず採り入れるということではなく、十分に考慮して最終的な意思決定を行い、あわせて意見等に対する実施機関の考え方をとりまとめて公表することとします。
- ・2の公表にあたっては、提出された意見等について、類似の意見を集約するなど整理・工夫し、その概要と、これに対する実施機関の考え方をあわせて公表することとなります。また、意見等を採り入れて案を修正した場合は、修正した内容とその理由を公表します。

（個人情報保護等）

- 第9条 実施機関は、収集した個人情報について伊勢原市個人情報保護条例（平成10年伊勢原市条例第27号）に従って適切に取り扱わなければならない。
- 2 実施機関は、前条第2項の規定にかかわらず、市民等から提出された意見等に伊勢原市情報公開条例（平成15年伊勢原市条例第21号）第6条各号に規定する非公開情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

- ・意見等の提出に際して第7条により個人情報の収集を行うこととなりますので、伊勢原市個人情報保護条例に基づく取り扱いを行うことを明記しました。
- ・2では、提出された意見等に伊勢原市情報公開条例における非公開情報が含まれる場合が考えられますので、その場合、当該部分は公表しないことを規定しています。

（構想等への意見等）

- 第10条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たり構想又は検討の段階で広く市民等の意見等を求める必要があると認めるときは、この要綱の定めにした手続を行うよう努めるものとする。

- ・特に重要な政策については、本市ではこれまでも計画策定の着手段階や構想段階での市民参加を行っており、また「市民参加推進指針」では、政策形成段階での多様な形式での市民参加を推進しているところですので、それぞれの政策策定では、各々ふさわしい市民参加が実行されることを想定しています。このため、特に重要な政策（基本構想や基本条例などを想定）では、構想という早期の段階で意見募集の手続を行うことを、実施機関の努力義務として規定しました。

（運用状況の公表）

- 第11条 市長は、パブリックコメントの実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市のホームページにおいて公表するものとする。

- ・実施している（実施しようとしている）本要綱の手続の対象を一覧で、タイムリーに市民に提供することにより、制度の実効性を向上するとともに、周知を図ることとしました。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続について必要な事項は、実施機関が別に定める。

- ・細部の運用を実施機関に委任する規定です。
- ・この要綱の施行の日において、既に策定の最終段階にある政策等の取り扱いについては、この規定により、実施機関が判断することとします。実施状況の管理は、市民参加推進委員会（市民参加推進指針に位置づけられた庁内横断組織）において行いますので、具体の取り扱いについては、同組織の意見を聴いた上で決定することとします。

附 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。